

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	神代社家 (神代社家)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、ほ場整備事業の完了により優良農地が確保されており、認定農業者も増加したことから現時点では耕作放棄田の発生はない。

一方、農業者の平均年齢は高く後継者も少ないが、他地域からの入り作業者を増加させ、10年先においても耕作放棄田の発生を防ぎたい。

農業者25人(うち50歳未満4人) 他地区からの入作8人(うち50歳未満4人)

組織 人・農地プラン検討委員会(構成員12人) 農地水環境保全隊(構成員28人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と野菜(玉ねぎ、はくさい、キャベツ)が経営の中心であり、繁殖和牛農家も数件いることから耕畜連携の取組みも進んでいる。地区の農地面積は現在の担い手数で考えると適当であるが、10年後を見据えると担い手の数名が法人化に取組み労働者を雇用して農業経営を行う必要がある。

また、地域資源の管理については早急に多面的支払交付金事業に取り組んでいるため、今後の維持管理など議論を活性化させる必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地について、原則地域の担い手が優先的に借受け効率的に農業経営ができるように努める。また空農地は極力、隣接する者が借受けができるようにする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落の農地については、基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域主導型就農定着応援プランを活用し、外部から人材を受入れ、地域内の親方農業者に雇用就農させる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、水稻について外部のコントラクターにWCS用稲の作業委託をお願いしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 区域内においては鳥獣被害防止対策は出来ているが、都度、地域で点検を行い、必要に応じて補修していく。
- ③ 国・県などの事業を活用し、スマート農機の導入により労働力の省力化を図る。
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域のため池や水路などを保全・管理していく。
- ⑨ 地域内外の畜産農家と地域内の耕種農家が連携して、飼料の供給・堆肥の活用を進める。